

発行 公益財団法人 杉並区障害者雇用支援事業団
〒168-0072 杉並区高井戸東4-10-26
TEL 03-5346-3250 FAX 03-5346-3253
<http://sugi-jigyodan.or.jp>

新理事長の挨拶

今年5月25日付で公益財団法人杉並区障害者雇用支援事業団の理事長に就任いたしました。日頃ご協力いただいている関係機関や企業の皆様よろしくお願ひいたします。

障害者制度は平成23年に障害者基本法が改正された後、毎年、障害者総合支援法、障害者差別解消法の成立、障害者権利条約の批准と改革の流れが進んでいます。この間、雇用の分野でも障害者雇用促進法の改正や、企業の法令遵守・社会的責任の意識の高まりなどもあって、障害者の就労者数は増加傾向にあります。

しかし、働く意欲と能力を持っていても、適切な支援が受けられず就労できない障害者の方は、まだまだ多くいらっしゃると思います。「働く」ことは単に収入を得るだけでなく、社会への参加意識を高め、生きがいにもつながっていく人間にとって大切な要素です。障害の種類や程度にかかわらず、働く意欲をもったすべての障害者に、その方の能力や経験に応じて働ける場所を確保することは今後ますます求められてきます。

杉並区障害者雇用支援事業団は、このようなニーズに応え、障害者の「働きたい・・・」という気持ちを受け止め、「働ける！」を実現するために、就労相談、職場定着支援、就労移行支援、各種セミナー開催など様々な事業を実施しています。今後、職員とともに皆様のご協力をいただきながら、なお一層、杉並区の障害者の方の就労が進むよう努力してまいりますのでよろしくお願いいたします。

理事長 宇賀神 雅彦

職場体験実習について

職場体験実習は、障害のある方へ就業体験の場を提供することを目的として、平成16年に開始しました。今年度より、一人ひとりに合わせて、目的にあった実習を行います。具体的には〈体験型〉〈ステップ型〉〈実践型〉の3段階に分けて就職に向けた取り組みができる体系としました。

体験型は、短時間・短期間で実習を行い、働くことのイメージ作りや就労意欲の向上を図ります。ステップ型では、区内施設など実際の職場に近い環境で、1日6時間・5日間～2週間程度実習を行い、ビジネスマナーや適性、課題を確認し、就労に向けたプランを具体化します。さらに実践型では、区内企業にご協力いただき、実際の職場に近い実践的な内容で実習を行い、普段取り組んでいる課題の確認など、就労に向けて更なるスキルアップを図ります。

職場体験実習は随時申し込みを行っています。関心のある方は、まずはワークサポート杉並にお問い合わせください。

「働く人になる上で大切なこと」についての説明会を 区内の中学校の特別支援学級で行いました。

昨年度末より、区内の中学校の特別支援学級にワークサポート杉並の職員が訪問して、生徒と保護者に向けて説明会を行っています。“働く人になる上で大切なこと”というテーマで、区内の5校の中学校の特別支援学級を順に回っています。

現在、区内の中学校の特別支援学級では、約100名の知的障害者や発達障害者の生徒たちが学んでいます。生徒たちの卒業後の進路は、特別支援学校高等部、普通高校、専門学校、フリースクールなど様々です。特別支援学校に進学した生徒は、特別支援学校のカリキュラムにおいて社会マナーや仕事の意識を学んで、企業就労へと進んでいきます。しかし、特別支援学校以外に進学した生徒の多くは、独力で就労し、そして、困っていることを誰に相談することもなく働き続けています。


この中学校の特別支援学級の生徒を対象とした説明会では、特別支援学校以外に進学したとしても、就労時までには身に付けておくべき生活習慣やビジネススキル、就労時に相談することができる支援機関の情報を伝えています。

生徒たちは、将来の夢を抱きながら、真剣な眼差しで就労時にまでには身に付けておくことや就労支援機関の情報を聞いていました。「職場では、ほうれんそう（報告・連絡・相談）が大切です。」としっかりとした意見を言える生徒もいました。

みなさんの将来の夢の実現に向けて、これからもワークサポート杉並の取り組みは続きます。

かいしゃ しやちよう はたら
**会社の社長さんが働くために
大切に考えていること**

- ① 身の回りのことができる。
- ② 職場の人とコミュニケーションがとれる。
- ③ 時間を守ることができる。
- ④ 働く体力、意欲がある。



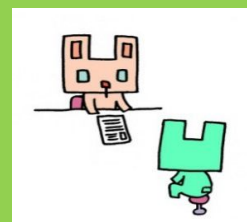
<スライドの一例>

ワークサポート杉並の就労支援とは 第2回「登録」について

第1回の「相談」に次いで、第2回目は「登録」について説明します。

就労相談で来所され数回の個人面談の後、ワークサポート杉並の就労支援をご希望される方には、「登録」をしていただきます。

登録料はかかりませんが、杉並区民の方が対象です。登録の際には、「障害特性」のわかるもの（例：主治医の意見書、障害者手帳等。）をお持ちいただき、コピーを取らせていただきます。詳しくは事前に説明させていただきます。



就職しました。（5月）

新しい職員が加わりました。

事務補助（軽作業含む） 11名

支援員 佐川 友美
（6月1日付）
よろしく申し上げます。